

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年6月8日（令和2年（行個）諮問第95号）

答申日：令和5年10月26日（令和5年度（行個）答申第5102号）

事件名：特定会社からの事故報告に関して特定労働基準監督署に提出された本人の勤務スケジュール等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和2年2月3日付け沖労発基0203第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

平成21年特定日特定県特定事業場内事故労災事故は、特定事業場労災事故隠し、受診をしましたクリニック、病院の労災事故隠し、特定労働基準監督署長、沖縄労働局の労災事故隠しに該当する。

受診通院してきましたA病院特定診療科a医師の平成23年特定日「治癒」の診断は労災保険法治癒に該当しない。

平成24年特定日付特定労働基準監督署長からの通知後遺障害特定級の特定番号、平成24年特定日付け特定番号 健康管理手帳公布 対象傷病名 特定疾病「傷病名、治癒」は事実と異なるため該当しない。やり直す必要がある。

労働保険審査会に提出された特定労働基準監督署長、沖縄労働者災害補償保険審査官の提出した資料は不実記載、事実と異なる。

負傷日が昭和21年特定日となっている。受診をしましたクリニック、

病院の傷病名が事実と異なる。診療明細書不当である。休業補償給付申請傷病名事実と異なる。不当なものである。

平成21年特定日特定事業場内事故、審査請求人は特定の損傷を負っている。事故後最初受診をしたBクリニックにはCT検査、MRI検査設備が整っていない、診断判断ができない。Bクリニックb医師に診断判断は不可能であった。

平成21年特定日特定事業場内事故、平成21年特定日審査請求人特定労働基準監督署窓口に出向き事故で負傷してBクリニックb医師を受診、A病院特定診療科を受診していることを特定職員に相談をした。その時点で特定事業場、Bクリニックb医師、A病院特定診療科から特定労働基準監督署長、に事故報告書 死傷病届出がなかった。労災事故隠しである。

特定労働基準監督署の職員からは、審査請求人の携帯に数回電話がありました。症状を聞いていました。「事故現場検証はしないのですか」と聞きましたが、特定労働基準監督署は特定事業場内事故、事故検証を怠った。

事故検証もなく、沖縄労働局にて第1回労働局医員から検診を受けた。休業補償給付申請をし、平成22年特定月からの支給開始でした。

平成23年特定日A病院特定診療科a医師の「治癒」の診断、A病院特定診療科a医師の手術治療はありませんでした。処方薬、注射1本もありませんでした。処方された特定の薬剤は特定の損傷激痛の痛みを爽やかな気分にする薬でした。手術治療が必要であった。

平成24年C病院、Dクリニックc医師同病院特定診療科受診A病院特定診療科a医師の診断と異なっているため、特定労働基準監督署、沖縄労働局に対しやり直すようにと訴えてきましたが聞き入れてもらえなかった。

平成24年L月、M月特定大学付属医院特定診療科受診X線検査、MRI検査を受け「手術治療が可能と診断」平成25年特定日E病院特定診療科d医師を特定大学付属医院特定診療科検査写真CD持参受診「手術治療が可能と診断」を受けています。

特定労働基準監督署長からの後遺障害特定級の特定番号は該当しません。沖縄労働局長からの健康管理手帳公布、傷病名特定疾病は、該当しません。

審査請求人の体は、現在も特定の損傷を負っていて、手術治療が必要です。

労災事故隠しは、犯罪です。特定事業場、労災事故隠し、受診をしまったクリニック、病院の労災事故隠し、特定労働基準監督署長、沖縄労働局の労災事故隠し、特定市長、沖縄県知事、特定市国保課、沖縄県国

保連合会労災事故隠し，犯罪が拡大しています。

平成21年L月分M月分那覇市国保保険で受診をしました，Bクリニックb医師は平成22年特定日審査請求人に平成21年特定市国保L月分M月分を返金しています。特定市国保に請求分は労災保険に請求すべきものがされていないまま放置されています。

Bクリニックb医師，の特定市国民健康保険不正，労災保険不正から転院した病院，クリニック全てが不正を行っているのです。

Bクリニックb医師の不正を審査請求人は特定個人eに話をしました，不正を悪用し，特定個人eは特定親族fの要介護認定を不当に得て，その後特定家で火災fが放火殺害されています。

特定警察署，特定市消防局は酒代の金を受け取り，fの放火殺害を隠ぺいした。

労災事故隠しから犯罪が拡大しています。

沖縄労働局長からの部分開示，不開示とした処分は妥当ではなくこれは取り消されるべきであり，見直す必要がある。

(2) 意見書

ア 理由説明書の「1 本件審査請求の経緯」

(1) 及び(2)について，認める。

イ 理由説明書の「2 諮問庁としての考え方」

諮問庁の妥当という考えは，認められない。

労働保険審査会平成25年(甲特定号証)2枚目3審査官の出した資料(5)シフト表(2009年11月特定事業場)写しと記載があり，スケジュール表，タイムカード(平成21年9月，10月，11月分雇用契約書，事故報告書)が提出されている。

審査請求人が平成21年特定日特定事業場に雇用され，特定事業場で勤務していたスケジュール表，本件事故が発生した平成21年特定日，事故の相手g，事故現場調理場内にいた，h，jである証拠である。(甲第特定号証特定頁)開示されるべきである。

ウ 理由説明書の「3 理由」

「(1) 本件対象保有個人情報の特定について」認める。

「(2) 不開示情報該当性について」「ア 法14条3号イ該当性」の諮問庁の不開示妥当である考えは，認められない。

「イ 法14条7号柱書き該当性」の諮問庁の不開示妥当である考えは，認められない。下記のとおり理由を述べます。

事業場の業務内容に関する情報について，スケジュール表は，本件労災事故，事故の相手gさん，事故現場調理場にいた，h，j確認できるものであり，業務内容には該当しない。

労働基準法104条の2 行政官庁は，この法律を施行する必要がある

あるために必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、使用者に対して必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

行政官庁は、法104条の2第1項の規定により、使用者又は労働者に対し必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。

1 報告させ又は出頭を命ずる理由

2 出頭を命ずる場合には、聴取しようとする事項

平成21年特定日入社（甲第特定号証特定頁）（甲特定号証）、特定労働基準監督署長が審査請求人に通知した（甲特定号証特定頁）、労災保険法の治癒に該当しません。（特定裁判所被告国乙第特定号証）労災保険厚生労働省、「治癒」「症状固定」に該当致しません。

平成25年特定日、E病院特定診療科d医師から、「沖縄労働局にやり直すように」、「手術治療可能である」診断でした。

特定労働基準監督署長の通知には、業務災害と記載がある。本件労災事故は、発生している事は明らかである。本件事故による怪我を負っている。後遺障害特定級の特定番号と記載がある。不適切なものである。

公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握して、労災認定は行うものである。

（甲特定号証特定頁）事故報告書、特定日付け特定文書番号、特定事業場、k、本件労災事故平成21年特定日、特定事業場内事故、事故から3年後の事故報告書である。（甲特定号証特定頁）、平成24年特定日特定労働基準監督署長一時金支給決定通知後である。このような不適切な事務処理は許されない。厚生労働省特定局は、労災保険に関する追加給付金をお支払いする準備を進めている。通知が審査請求人に届いている。

法16条3項2 人の命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき。（原文ママ）

法16条3項の4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を迫行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の迫行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（原文ママ）

エ 理由説明書の「4 請求人の主張に対する反論」

上記のア、イ、ウで述べている通りです。

審査請求人の人生を失わせることである。fさん命を奪われた。

特定労働基準監督署長、沖縄労働局の不適切からである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月28日付け（同年12月5日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年3月22日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、不開示理由の根拠条項を法14条3号イ及び7号柱書きに改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）
- (2) 不開示情報該当性について

ア 法14条3号イ該当性

別表の文書番号1の不開示部分は、法人から提出された情報で、当該法人の組織あるいは営業上の秘密事項に係る情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（なお、処分庁は、原処分において当該情報を、同条2号の不開示情報に該当する旨説明しているが、当該情報の不開示理由は上記のとおりであるため、根拠条項を改めるのが妥当であるとする。）

イ 法14条7号柱書き該当性

別表の文書番号1の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記アで既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(なお、原処分庁は、原処分において当該情報を、法14条2号及び3号イの不開示情報に該当する旨説明しているが、当該情報の不開示理由は上記のとおりであるため、根拠条項を改めるのが妥当であると考える。)

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由として、要旨、特定労働基準監督署の不適切な対応等について累々主張するが、本件対象保有個人情報の有無等については、上記3(2)で述べたとおりであり、審査請求人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、不開示理由の根拠条項を法14条3号イ及び7号柱書きに改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年8月3日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和5年10月12日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報1の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報1の一部について、法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象保有個人情報1の不開示の理由を法14条3号イ及び7号柱書きに改めた上で、原処分を維持することが妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報1を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、「勤務スケジュールの11月分」の一部である。

なお、審査請求人は、意見書(上記第2の2(2)イ)において、労働保険審査会から「勤務スケジュールの11月分」が同人に提出されたとも

解し得ることを記載している。このことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認を求めさせたところによると、(i) 審査請求人は、障害等級に不服があるとして審査請求及び再審査請求に及んでいるが、いずれも棄却されており、(ii) 再審査請求の審理手続の中で、資料としていわゆる事件プリントが同人に提供されたが、今回、諮問庁から労働保険審査会事務室に確認したところ、「勤務スケジュールの11月分」は、当時の事件プリントには掲載されていなかったとのことである。このため、「勤務スケジュールの11月分」は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

以上を踏まえた上で、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討することとする。

(1) 本件不開示部分のうち、審査請求人以外の職員に係る部分

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である旨説明する。

しかしながら、当該部分は、審査請求人以外の複数の職員に係る氏名、勤務時間帯別の時給、勤務時間等の情報が、各職員別に、行ごとに記載されており、行ごとに職員個人に関する別個の情報であり、審査請求人を識別することができるものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、不開示としたことは、結論において妥当である。

(2) その余の部分

当該部分は、審査請求人を含む各職員の給与に関する合計欄であり、日別に各職員の合計額が記載されていることが認められる。

当該部分は、一般に公にしていらない特定事業場の内部情報であると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報2の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 一般に労災請求に関して、事業場から提出してもらう資料としては、業務遂行性（災害が勤務外の日時に発生したものではないか）の確認のため、出勤簿、労働者名簿、タイムカード等のほか、保険給付に当たり給付基礎日額の算定のため、賃金台帳、就業規則等があり、また、業務上外の認定に当たっては、上記の業務遂行性の確認に加え、業務

起因性（災害発生の原因が故意・私的なものではないか）の確認のため、災害発生現場の調査や、現認者からの聴取書が必要となり、更に障害等級の認定に当たっては、労災請求者の障害の状態について、診断書、地方労災医員等の専門医の意見書に基づき、別に定められた障害等級認定基準により決定することになる。

イ 他方、本件対象保有個人情報2である「勤務スケジュールの9月10月分及び雇用契約書」は、特定事業場から沖縄労働局への提出資料に含まれていなかったため、同労働局において保有していない。

審査請求人には、本件受傷に関して、業務上と認定されて労災の休業補償等が支払われており、また、特定の障害等級の認定も行われていることからすると、本件対象保有個人情報2は、審査請求人に係る労災認定等の判断に必要な資料であるとはいえないものである。

また、今回改めて沖縄労働局において、執務室内等の探索を行ったが、本件対象保有個人情報2を保有していないことを確認している。

(2) 本件対象保有個人情報2を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、これを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。また、沖縄労働局における文書の探索に関して、特段の問題があるとも認められない。

したがって、沖縄労働局において本件対象保有個人情報2を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象保有個人情報1につき、不開示とされた部分は同条3号イ及び7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条3号イに該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示としたことは、沖縄労働局において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

「平成21年特定日特定事業場内事故特定事業場からの、事故報告（特定事業場特定店長名のもの、及び、代表取締役名で「日付について」との題名で沖縄労働局又は特定労働基準監督署に提出された書類。題名に多少の相違があっても開示を請う）からの、タイムカード、勤務スケジュール9月10月11月分、雇用契約書、開示請求。」のうち、

- 1 タイムカード、勤務スケジュールの11月分
- 2 勤務スケジュールの9月10月分および雇用契約書